

若年技術者のための基礎知識

建設廃棄物編

鹿島建設株式会社 東京土木支店
安全環境部 次長 永井 文男

1 産業廃棄物の現状

最近の日本における産業廃棄物の排出量は、年間約4億t前後である。そのなかで、建設業から排出される廃棄物は約8,000万t、全体の18%程度を占めている（図1参照）。

平成17年度には、約17万2,000tもの廃棄物が不法投棄されたが、そのうち14万3,000t、全体の80%を超えるものが建設廃棄物であった（図2参照）。

全産業の廃棄物排出量を考えると、不法投棄される廃棄物の大半が建設業に関係している。

建設業に携わるものとして、この実態を認識し、自分が担当する工事現場からは、断じて廃棄物の不適切な処理をなくし、不法投棄を絶対に行わないように工事を管理することが重要である。

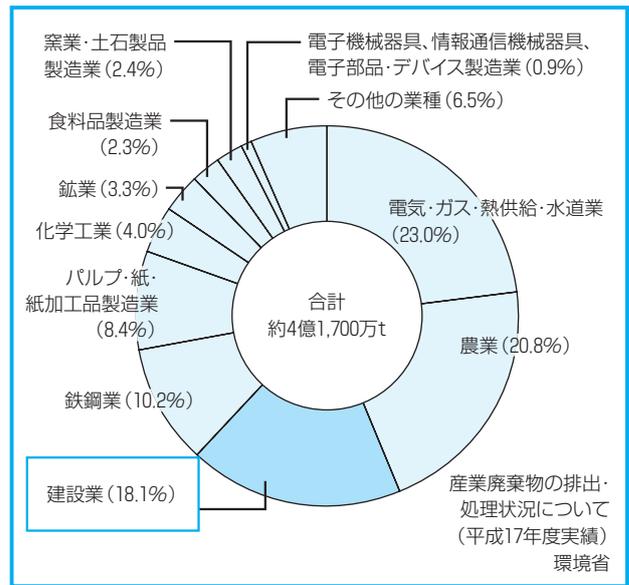


図1 産業廃棄物の業種別排出量

2 廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という）は、昭和45年12月に制定され、昭和46年9月に施行された法律であり、社会情勢の変化に対応し、度々改定されてきた。

直近では、平成22年5月に改定（平成23年度から施行）され、廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策強化として、以下の4点が示されている。

- ① 産業廃棄物を事業者の外で保管する際の事前届出制度を創設
- ② 建設工事で発生する廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化
- ③ 不適切に処理された廃棄物を発見したとき

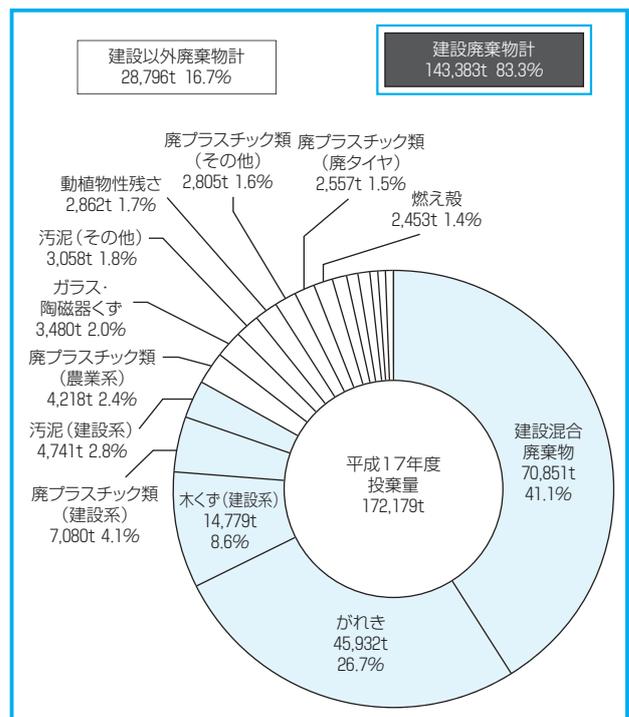


図2 不法投棄される廃棄物の種類

の土地所有者等の通報努力義務を規定

- ④ 従業員が不法投棄等を行った場合、当該従業員等の事業主である法人に課される罰金を3億円以下に引き上げ（現行は1億円）

特に、②については、建設業は元請業者、一次下請業者、二次下請業者等が存在し、事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するのか不明確であるため、元請業者に処理責任を一元化するものである。

元請業者による廃棄物の適正管理がより一層求められることとなる。

3 建設副産物の種類

工事現場から排出される全てのものを総称して、建設副産物と言いい、建設発生土等と建設廃棄物に大別される（図3参照）。

建設発生土（土砂等）は、廃棄物ではない。したがって、廃棄物処理法の対象外となるが、千葉県・埼玉県・茨城県等は、残土条例等を制定し、県内に搬入される土砂等を規制しているので、気をつけなければならない。

また、スクラップや電線類は専門業者が有料で引き取ってくれる。このようなものを有価物と言うが、運搬費を含んだものでなければならない。例えば、汚泥を10円/m³で売却したが、実際2,000円/m³の運搬費を払っている場合、1,990円/m³の処理費を支払っていることとなるため、この場合は有価物ではなく廃棄物となる。

建設工事に伴って発生する廃棄物を総称して、建設廃棄物と言いい、一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物に大別される。

工事現場での一般廃棄物は、図面や雑誌、弁当ガラ、飲料空缶等の事務所のゴミが該当する。なお、作業員が食べた弁当ガラを、近くのコンビニエンスストアのゴミ箱に捨てて問題になったことがあるので、事務所のゴミは、地元自治体のルールに従って適切に処理しなければならない。

産業廃棄物は、安定型廃棄物と管理型廃棄物に

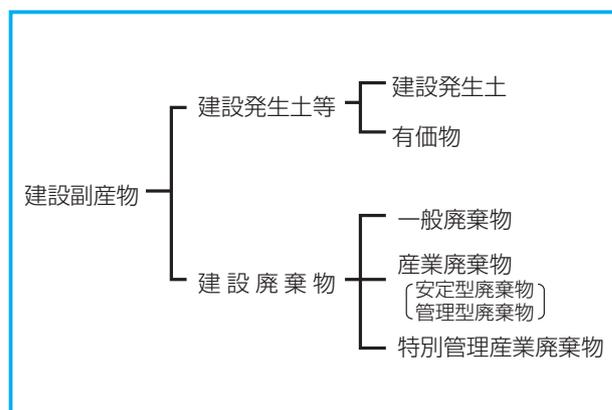


図3 建設副産物の種類

大別される。

安定型廃棄物は、がれき、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、プラスチック類、金属くず、ゴムくずの5品目に分類される。安定型埋立処分場は、いわゆる素掘りの穴に廃棄物を埋立てることから、地下水を汚染しない5品目が定められている。以前は、安定型埋立処分場で石膏ボードを処分していたが、地下水と接触して硫化水素が発生し、埋立てを行っていた方が死亡する事故が起こった。そのため現在では、石膏ボードの安定型埋立処分は行われていない。

また、汚泥、石膏ボード、工作物の新築・解体に伴う木くず、繊維くず、廃油は、安定型埋立処分場で処分できないので、それぞれ専門の中間処理施設や管理型埋立処分場で適正処分しなければならない。

特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物のなかで有害性、爆発性、感染性等が高いため、取扱いをより厳密に行う品目が指定されている。特に解体工事においてその取扱いが必要となる。

具体的には、吹き付け石綿・石綿含有保温材等の廃石綿等、トランスやコンデンサー等に含まれる廃PCB等、廃アルカリ（pH12.5以上）、廃酸（pH2.0以下）、引火性廃油（引火点70℃未満）、ダイオキシン汚染物等がある。

また、病院等の医療施設や薬品工場等の解体にあたっては、医療系廃棄物（注射針等）や薬品廃棄物の取扱いに注意しなければならない。

4 廃棄物処理の基本的考え方

廃棄物処理法においては、産業廃棄物の処理責任を排出事業者に求めている。建設廃棄物の場合は、原則として発注者から工事を直接請け負った元請業者が排出事業者にあたとされている。

平成23年度から施行される廃棄物処理法では、このことが明確化され、元請業者に排出事業者責任が一元化されることとなる。

排出事業者は、廃棄物を以下のいずれかの方法によって、適切に処理しなくてはならない。

- ① 自己処理：処理基準に従い、自ら処理する
- ② 委託処理：委託基準に従い、廃棄物の処理業許可（収集運搬業・処分業）を持つ業者に処理を委託する

廃棄物の処理とは、「廃棄物の保管、収集運搬、中間処理、最終処分」の一連の行為を言う（図4参照）。この範囲が廃棄物処理法の適用を受ける部分である。

廃棄物の処分とは、中間処理、最終処分のことを言う。排出事業者は、中間処理を委託する場合においても、最終処分が終了するまで、その責任範囲にあたる。

したがって、いかに優良な業者を選定することが、廃棄物の排出事業者責任を果たすことのポイントとなる。

なお、委託基準の主なものは以下の通り。

- ① 委託しようとする廃棄物の処理事業の範囲に含まれる業者に委託する（許可書の品目、有効期限、処理能力等を確認）
- ② 収集運搬・処分を各々の業者と個別に処理委託契約を締結する（委託契約書は5年間の保管義務あり）
- ③ 廃棄物排出の都度、マニフェスト伝票を交付し、適正に処理されたことを確認する（マニフェスト伝票は5年間の保管義務あり）

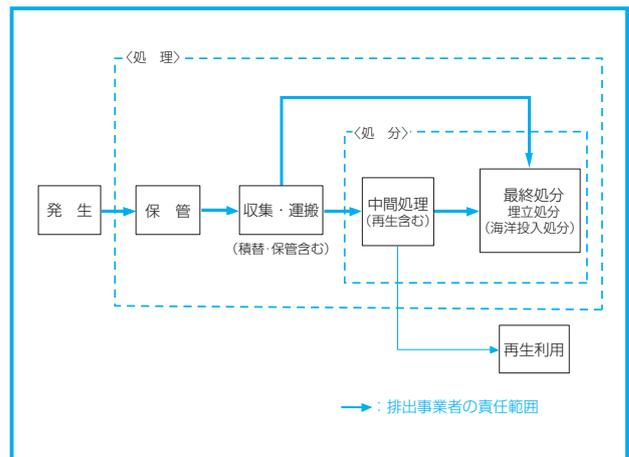


図4 委託処理のフロー

【マニフェスト】

1 マニフェスト伝票の管理（図5参照）

- ① A・B1・B2・C1・C2・D・E票（排出時）：
排出事業者は、7枚複写の伝票に必要事項を記入し、廃棄物とともに7枚全部収集運搬業者に渡す
- ② A票：収集運搬業者は、廃棄物を受領した際、A・B1・B2・C1・C2・D・E票の「運搬の受託（1）」欄に会社名、車番、ドライバー名等を記載し、A票を排出事業者に戻す
- ③ B1・B2・C1・C2・D・E票（引渡し時）：
収集運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した時、B1・B2・C1・C2・D・E票の「運搬の受託（1）」欄に運搬終了日を記載し、廃棄物とともに中間処理業者に渡す
- ④ B1・B2票：中間処理業者は、B1・B2・C1・C2・D・E票の「処分の受託（受領）」欄に受領日及び処分受託者名を記入し、サインまたは押印し、B1・B2票を収集運搬業者に返す
- ⑤ B2票（運搬終了確認）：収集運搬業者は、B1票を自らの控えとして保管するとともに、運搬終了後10日以内に、B2票を排出事業者に戻送する。排出事業者は運搬終了を確認する

